

## 1 振り返り（第2回検討委員会での協議状況）

資料 1

1. 市町村が実施するがん検診結果に係る事業所との情報共有は、法令上の課題や、対象とする事業所の実状等を踏まえ、本事業においては踏み込まないこととしたい。代わりに、本事業の案内チラシに事業主あて依頼文書を添えて、がん検診の受診勧奨や精密検査のための休暇取得等の配慮を促すこととしたい  
→了承
2. パイロットテストの実施方法等について、大枠を了承いただけたら、実施段階での細かい調整については、県（及び関係機関）に一任していただきたい →了承

### ○実施方法

委託先：八戸西健診プラザ

会 場：検診機関の施設内を基本とするが、一部巡回方式でも実施

対 象：協会けんぽ青森支部に加入かつ生活習慣病予防健診を未実施の事業所の従業員（被保険者）を基本とするが、同じプロセスで拾い上げができる場合は対象に含めてもよい取扱いとする

対象市町村：八戸西健診プラザと大腸がんの個別検診の契約を締結している11市町村（八戸市は除く）

実施期間：8月～10月（この間に申し込まれた予約を含む）※健（検）診の実施は11月以降でも可

### ○周知方法

①八戸西健診プラザに健康診断の申込みをした事業所又は個人にチラシ配付

②協会けんぽ青森支部及び上北・下北労働基準協会の協力を得て、対象となりうる事業所にチラシ送付

### ○検証方法

11月に実施状況を取りまとめ、12月の検討委員会で報告

参考指標として、事業実施率、精検受診率、精検受診までの待機日数を把握

3. 被扶養者へのがん検診・精検受診勧奨については、今後、協会けんぽ青森支部と市町村の連携強化を図る視点に立って、具体的な取組を検討していくこととしたい（協会けんぽ青森支部と要相談）  
→了承